○農林水産省告示第千五百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年六月十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　福島県郡山市湖南町横沢字麓山二六三一の八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字麓山二六三一の八（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年六月十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　福島県伊達市月舘町月舘字梶内四二の二、字梶内山一一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年六月十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　福島県南会津郡南会津町宮床字竹ノ子沢一六九七の一、一六九八、一六九九、字早坂一七〇〇の一、一七〇〇の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字竹ノ子沢一六九九

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年六月十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　福島県東白川郡塙町大字伊香字古宿二五六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び塙町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年六月十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　大分県佐伯市（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈡　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　大分県佐伯市（次の図に示す部分に限る。）

㈢　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百八号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十三条の十六第一号の規定により、次の機関の行う講習を登録実務講習として登録したので、同規則第十三条の三十二第一号の規定により、公示する。

平成二十四年六月十三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　登録年月日　平成二十四年五月二十九日

二　登録番号　㈠第十五号

三　氏名又は名称　株式会社Ｓｏｃｉａｌ　Ｂｒｉｄｇｅ

四　住所　大阪府大阪市中央区安土町二丁目二番一五号

五　法人である場合の代表者の氏名　鈴木　英樹

六　登録実務講習事務を行う事務所の名称　株式会社Ｓｏｃｉａｌ　Ｂｒｉｄｇｅ　ＳＢキャリアカレッジ梅田校

七　登録実務講習事務を行う事務所の所在地　大阪府大阪市北区梅田一丁目一番三号　大阪駅前第三ビル十四階

八　登録実務講習事務を開始する年月日　平成二十四年五月二十九日